

令和7年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問

次の各小問の文章は、民法に関するある内容について説明したものである。それぞれの末尾に記載されている指示に注意しながら、各小問の（ ）に入る言葉を答えなさい。

(各4点×10問)

- (1) 現行民法は、明治政府がポアソナードなどに作成させた旧民法を、()・富井政章・穂積陳重3人の民法起草委員が中心となって修正して、できあがったものである。〔4字〕
- (2) 日本民法は、イングランドで発達した法を基本とする英米法系に属するものではなく、ローマ法を基礎とする()法系に属するものである。〔2字〕
- (3) Aは、自分に対する債権者からの差押えを逃れる等の目的で、自己所有の不動産について、所有権を移転する意思を有していないのに、Bと話し合ってBへの所有権移転登記を行った。これを()といい、その意思表示は無効であるとされている。〔4字〕
- (4) 不動産の物権変動においては、登記がなければ権利を第三者に主張することができない。判例上、ここにいう第三者とは、物権変動の事実を知っている者も含まれるのが原則であるが、権利者を害することを意図しているような者に対しては、登記がなくとも権利を主張することができる(そのような者は他人が登記を具備していないことを主張できない)。他人の登記の欠缺を主張し得ない、このような者を、()という。〔6字〕
- (5) 債権者は、債務者が債権者を害することを知って債務者の行為の取消しを、一定の要件のもとに、裁判所に請求することができる。このような権利を、()という。〔7字〕
- (6) 債務者による債務不履行にあたって、債権者が、過失によって、そこから生じる損害を拡大したときは、裁判所は、そのことを考慮して損害賠償額を定める。この制度を、()という。〔4字〕
- (7) 民法は、契約の規律にあたって、13種類の契約を定めている。このような契約のことを、()という。〔4字〕
- (8) 売主が買主から代金を受け取り、買主が売主から売買目的物を受け取った後に、何らかの理由で売買契約が解除されたとき、売主は買主に代金を返還する義務を負い、買主は売主に売買目的物を返還する義務を負う。これを、()義務という。〔4字〕
- (9) 判例によれば、代理行為の本人が無権代理人を相続した場合、その追認を拒絶できるとし、その理由を、この状況における追認の拒絶は何ら()に反するものではない、ということに求めている。〔3字〕
- (10) 兄弟姉妹以外の相続人は、()を有し、受遺者・受贈者に対し、()が侵害された額に相当する金銭の支払いを請求できる。〔3字〕(なお、2つの括弧内には、同一の文言が入る)

第2問

次の各小問に答えなさい（それぞれ解答用紙の10行以内で記入すること）。

- (1) 債権者平等の原則について説明し、その原則のもとで抵当権という制度が有する意味について、なぜそのような制度の存在が正当化されるかも含め、説明しなさい。（配点20点）
- (2) 民法709条には「違法性」という文言は存在しないが、不法行為の成否の判断において、そのような概念が用いられることがある。その理由について、具体例を挙げながら説明しなさい。（配点20点）

第3問

A（自然人）は、Aが甲県に有する乙土地につき、3000万円で売却することを企図し、2022年12月1日に、B土地建物株式会社（以下、B社という。）に仲介を依頼した。B社は、自社のホームページに乙土地を掲載するとともに、B社の店頭にも乙土地の広告を掲示した。

C（自然人）は、かねて飲食店を開業するための土地を物色していたが、2023年5月1日、B社の店頭の広告から乙土地に興味を持ち、B社の営業所を訪れた。

B社の担当者Dは、乙土地の概略についてCに説明したが、Cから、乙土地は丙鉄道の鉄道線路に近いものの駅は遠く、交通の便が悪いことを指摘され、とっさに、「数年後には乙土地の近くに新駅ができることとなっており、そうすると、便利になるだけでなく、乙土地の価格も大幅に上昇する」と告げた。しかし、実際には、新駅の構想はまったく存在していなかった。

Dの説明に満足したCは、乙土地を3000万円で購入したい旨をDに告げた。Dは、Aの都合を確認し、同月20日に、B社の営業所において、AとCとの間で乙土地の売買契約が締結され、CからAに代金全額が支払われた。

同月22日、Cは、知り合いの工務店から紹介を受けた甲県のE工務店に、乙土地上への飲食店建物の建築について相談した。すると、E工務店の担当者Fは、「鉄道の駅が遠いことから、広い駐車場スペースが必要だ」とCに告げた。そこで、Cは、新駅の計画の存在について不安に思い、鉄道会社等に問いあわせたところ、そのような計画が存在しないことがわかった。

〔設問1〕

Cは、支払った代金の返還をAに求めること、あるいは、同等の金銭的な救済をAから受けることができないかと考えている。そのために考えられるCの主張につき、Aの反論に注意しながら、検討しなさい。

〔設問2〕

Cは、B社に対して、損害賠償を請求できないかと考えている。Cの主張について、〔設問1〕におけるCの主張が認められるか否かで違いが生じるかについても含めて、検討しなさい。

（配点、設問1と2で40点）

以 上